

認知症対応型共同生活介護 赤石寮グループホームやすらぎの郷

## 重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険の指定を受けています

長野県指定 第2072500768

当事業所は、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

事業の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意等を説明します。

事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援2」以上と認定され、併せて認知症の状態がみられる方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所できます。

### 目 次

1. 事業経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について

## 1 事業経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 萱垣 会
- (2) 法人所在地 長野県飯田市鼎一色551
- (3) 電話番号 0265-22-1368
- (4) 代表者氏名 理事長 萱垣 憲英
- (5) 設立年月日 昭和36年5月1日

## 2 ご利用事業所

- (1) 事業の種類 認知症対応型共同生活介護  
平成12年3月21日指定  
長野県指定 第2072500768
- (2) 事業の目的 この事業は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等による要介護者であって認知症の状態にある方に対して、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所名 赤石寮グループホームやすらぎの郷
- (4) 所在地 長野県下伊那郡阿南町新野28-6
- (5) 電話番号 0260-24-2371
- (6) 管理者氏名 勝野 晋子
- (7) 当施設の運営方針  
日常生活において、常時介護を必要とするご利用者に対し、その心身の健康保持及びより楽しく生きがいのある生活を送ることへの援助、ご利用者の自主性の尊重並びに在宅への復帰を運営の基本方針とします。短期利用共同生活介護の利用者はあらかじめ30日以内の利用期間を定め、入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ります。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 入所定員 9名

## 3 居室の概要

事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	13.32㎡（1室の面積）
食堂	1室	48.06㎡（居間を含む）
浴室	2室	8.82㎡

※ 居室の変更について

ご利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室の変更をする場合があります。その際には、ご利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

#### 4 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	有資格
管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者	介護支援専門員
介護職員	介護福祉士等

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	午前9時から午後6時まで
計画作成担当者 及び 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 午前6時から午後9時までの間に常勤換算3.0以上 午後9時から午前6時までの間に常勤換算1.0以上
看護職員	訪問看護ステーションさくらの看護師が週1回の健康管理と24時間の連絡体制を確保している。

#### 5 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービス利用料金には、次の二通りがあります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(利用契約書第6条参照)

<サービスの概要>

① 食 事

事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事をご利用者と職員が一緒に調理します。

ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食7:00～8:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00

② 入 浴

入浴は、最低週2回以上実施します。

一般浴槽の他、身体に障害をお持ちの方の入浴設備も整備しております。

③ 排 泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④ 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するために、生活リハビリとして取り組みます。

⑤ 健康管理

訪問看護ステーションさくらの看護師が週に1回健康管理を行い、必要に応じて主治医と連携した医療を提供します。

上記看護師と24時間の連絡体制を確保している。

⑥ その他自立への支援

家庭での生活と同様にできるよう、生活環境等に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

(1) 別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額=1割又は2割又は3割負担)と食事、居住費、光熱水費等にかかる標準自己負担額の合計額をお支払いいただきます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス(利用契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

(3) 介護保険制度、介護報酬改正に伴い利用料金等が変更になる場合があります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

- ② 理髪・美容  
ご利用者からの申し出があったときには理髪店でのご利用ができます。  
その際は、実費をお支払いいただきます。
- ③ 貴重品の管理  
ご利用者の希望により、貴重品の管理サービスをご利用いただけます。  
詳細は以下のとおりです。
  - 管理する金銭の形態：当施設の指定する金融機関に預け入れている預金
  - お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑など
  - 保管管理者：管理者
  - 出納方法：手続きの概要は、次のとおりです。
- (ア) 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- (イ) 保管管理者は、上記届出の内容にしたがい、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- (ウ) 保管管理者は、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。
- ④ 日常生活上必要となる諸費用実費  
日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。  
内訳は、以下のとおりです。
  - おむつ代、医療費、薬代等は実費をいただきます
- ⑤ その他
  - 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う日前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。なお、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします(居住費除く)。

1. 施設窓口での現金支払い

2. 下記指定口座への振込み

飯田信用金庫 新野支店 普通預金 3689243

[名義人] 赤石寮グループホームやすらぎの郷 理事長 萱垣光英

3. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：飯田信用金庫

## 6 苦情の受付について（利用契約書第24条参照）

### (1) 事業所における苦情の受付

- 苦情受付窓口（赤石寮グループホーム事務所）

受付担当者：計画作成担当者

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00

受付方法について

#### (ア) 直接ご来所による相談の受け付け

#### (イ) TEL、FAXによる受け付け

TEL 0260-24-2371

FAX 0260-24-2315

### (2) 事業者における苦情の受付

- 苦情受付窓口（社会福祉法人萱垣会本部事務所）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00

受付方法について

#### (ア) 直接ご来所による相談の受け付け

#### (イ) TEL、FAXによる受け付け

TEL 0265-22-1368

FAX 0265-22-1006

### (3) 社会福祉法人萱垣会 第三者委員

- 職員に言いづらい場合は第三者的に公平な立場で相談にのります。

### (4) 行政機関その他苦情受付機関

行政機関、その他以下の機関においても苦情を受け付けています。

阿南町役場 介護保険担当課	所在地 長野県下伊那郡阿南町東條58-1 電話番号 0260-22-4051 受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
長野県国民健康 保険団体連合会	所在地 長野市西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1580 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
長野県 社会福祉協議会	所在地 長野市中御所岡田98-1 電話番号 026-228-4244 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

上記の重要事項の説明を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印  
(続柄 )

事業者 住 所 長野県飯田市鼎一色551番地  
事業者名 社会福祉法人 萱垣会  
代表者氏名 理事長 萱垣 憲 英 印

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

#### 改 正

- 平成18年 4月 1日一部改正 介護報酬改定による利用料改定
- 平成19年 4月 1日一部改正 管理者の変更、勤務時間の変更
- 平成24年 4月 1日一部改正 風呂設備改修及び報酬改定  
介護報酬改定による利用料改定
- 平成25年 7月 1日一部改正 管理者の変更、新規加算
- 平成27年 4月 1日一部改正 介護報酬改定による利用料改定  
入院又は外泊時の居住費
- 令和 元年10月 1日一部改正 介護報酬改定による利用料改定
- 令和 3年 4月 1日一部改正 介護報酬改定による利用料改定
- 令和 3年 9月 1日一部改正 管理者の変更
- 令和 6年 4月 1日一部改正 介護報酬改定による利用料改定、管理者変更  
表記変更「施設」→「事業(所)」
- 令和 7年 6月28日一部改正 法人代表者 理事長の変更